

関係法令抜粋

○ 学校保健安全法（抄）（昭和三十三年法律第五十六号）

（保健所との連絡）

第十八条 学校の設置者は、この法律の規定による健康診断を行おうとする場合その他政令で定める場合においては、保健所と連絡するものとする。

（出席停止）

第十九条 校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

（臨時休業）

第二十条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

○ 学校保健安全法施行令（抄）（昭和三十三年政令第百七十四号）

（保健所と連絡すべき場合）

第五条 法第十八条の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 法第十九条の規定による出席停止が行われた場合
- 二 法第二十条の規定による学校の休業を行つた場合

（出席停止の指示）

第六条 校長は、法第十九条の規定により出席を停止させようとするときは、その理由及び期間を明らかにして、幼児、児童又は生徒（高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）の生徒を除く。）にあつてはその保護者に、高等学校の生徒又は学生にあつては当該生徒又は学生にこれを指示しなければならない。

2 出席停止の期間は、感染症の種類等に応じて、文部科学省令で定める基準による。

（出席停止の報告）

第七条 校長は、前条第一項の規定による指示をしたときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を学校の設置者に報告しなければならない。

○ 学校保健安全法施行規則（抄）（昭和三十三年文部省令第十八号）

（感染症の種類）

第十八条 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。

一～三（略）

- 2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。

（出席停止の期間の基準）

第十九条 令第六条第二項の出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。

一 第一種の感染症にかかった者については、治癒するまで。

二～三（略）

四 第一種若しくは第二種の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかっている疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

五 第一種又は第二種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

六 第一種又は第二種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

（出席停止の報告事項）

第二十条 令第七条の規定による報告は、次の事項を記載した書面をもつてするものとする。

一 学校の名称

二 出席を停止させた理由及び期間

三 出席停止を指示した年月日

四 出席を停止させた児童生徒等の学年別人員数

五 その他参考となる事項

（感染症の予防に関する細目）

第二十一条 校長は、学校内において、感染症にかかつており、又はかかっている疑いがある児童生徒等を発見した場合において、必要と認めるときは、学校医に診断させ、法第十九条の規定による出席停止の指示をするほか、消毒その他適当な処置をするものとする。

- 2 校長は、学校内に、感染症のウイルスに汚染し、又は汚染した疑いがある物件があるときは、消毒その他適当な処置をするものとする。

- 3 学校においては、その附近において、第一種又は第二種の感染症が発生したときは、その状況により適当な清潔方法を行うものとする。

○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（抄）（平成二十四年法律第三十一号）

（都道府県対策本部長の権限）

第二十四条

1～6（略）

7 都道府県対策本部長は、当該都道府県警察及び当該都道府県の教育委員会に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

8（略）

9 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、公私の団体又は個人に対し、その区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。

（新型インフルエンザ等緊急事態宣言等）

第三十二条 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等（国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る。以下この章において同じ。）が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態（以下「新型インフルエンザ等緊急事態」という。）が発生したと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示（第五項及び第三十四条第一項において「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」という。）をし、並びにその旨及び当該事項を国会に報告するものとする。

一 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間

二 新型インフルエンザ等緊急事態措置（第四十六条の規定による措置を除く。）を実施すべき区域

三 新型インフルエンザ等緊急事態の概要（市町村対策本部長の権限）

2～6（略）

（市町村対策本部長の権限）

第三十六条

1～5（略）

6 市町村対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

7（略）

（感染を防止するための協力要請等）

第四十五条

1 (略)

2 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間において、学校、社会福祉施設（通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。）、興行場（興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号）第一条第一項に規定する興行場をいう。）その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（次項において「施設管理者等」という。）に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。

3 施設管理者等が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、当該施設管理者等に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを指示することができる。

4 (略)

本事務連絡は、学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について周知するものです。

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 2 1 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 担 当 課 御中
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

スポーツ庁政策課学校体育室

学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について

学校における基本的な感染症対策として、学校教育活動の際はマスクを着用し、特に近距離での会話や発声等が必要な場面では、飛沫を飛ばさないようにマスクの着用を徹底することが適切です。

一方で、運動を行う際にマスクを着用する場合、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクが指摘されております。

このような運動時のマスク着用による身体へのリスクを考慮して、学校の体育の授業におけるマスクの着用は必要ありませんが、体育の授業における感染リスクを避けるためには、地域の感染状況を踏まえ、児童生徒の間隔を十分に確保するなど、下記の事項を十分に踏まえた対策を講じることが必要です。

なお、体育は実技を伴う教科であるため、特に児童生徒の健康と安全を第一に考えて、学習の内容や形態、授業の実施場所や時期等を総合的に考慮しながら、様々な感染リスクへの対策を講じることが必要となりますので、引き続き御配慮をお願いします。

このことについて、都道府県・指定都市教育委員会の学校体育主管課におかれては、域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対して、都道府県の私立学校主管課におかれては、所轄の学校に対して、国公立大学法人の附属学校担当課におかれては、関係する附属学校に対して、構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄する学校設置会社が設置する学校に対して、周知くださるようお願いいたします。

記

1. 体育の授業前にマスクを外してから授業後にマスクを着用するまでの間、児童生徒間の距離を2 m以上確保するとともに、ランニングなどで同じ方向に動く場合は更に長い距離を確保すること。また、児童生徒が教え合う場面では互いの距離を2 m以上確保するとともに、児童生徒に不必要な会話や発声を行わないよう指導すること。併せて、体育の授業の前後に手洗いをするよう指導すること。
2. 体育の授業において、軽度な運動を行う場合や児童生徒がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではないこと。ただし、運動時にはN95マスクなどの医療用や産業用マスクではなく、家庭用マスクを着用するよう指導すること。また、マスクの着用時には、例えば、呼気が激しくなるような運動を行うことを控えたり、児童生徒の呼吸が苦しい様子が見られる場合は、必要に応じてマスクを外し、他の児童生徒との距離を2 m以上確保して休憩するよう指導すること。
3. 当面の間、地域の感染状況を踏まえ、体育の授業は、熱中症事故の防止に留意しつつ可能な限り屋外で実施すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、呼気が激しくなるような運動を行うことは避けること。また、体育館等のドアを広く開け、こまめな換気や消毒液の使用（消毒液の設置、児童生徒が手を触れる箇所の消毒）など、感染拡大防止のための防護措置等を実施すること。
4. 毎朝の検温や健康観察により学習前の児童生徒の健康状態を把握し、体調が優れない児童生徒の体育の授業への参加は見合わせること。
また、授業を見学する児童生徒については、マスクを着用させるとともに、児童生徒間の距離を1～2 m以上確保するよう指導すること。ただし、気温が高い日などに屋外で授業を見学する場合は、マスクを着用した児童生徒が熱中症にならないよう、日陰で見学させたり、必要に応じてマスクを外し、他の児童生徒との距離を2 m以上確保するよう指導すること。
5. 教師は、原則として体育の授業中もマスクを着用すること。ただし、自らの身体へのリスクがあると判断する場合や、児童生徒への指導のために自らが運動を行う場合などは、マスクを外すことは問題ないこと。なお、マスクを外す際は、不必要な会話や発声を行わず、児童生徒との距離を2 m以上（ランニングなどで同じ方向に動く場合は更に長い距離）を確保すること。
6. 児童生徒が密集する運動や児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動については、地域の感染状況等を踏まえ、安全な実施が困難である場合、当面実施せず、年間指導計画の中で指導の順序を入れ替えるなどの工夫を行うこと。

本事務連絡は、今年度における学校の水泳授業（幼稚園におけるプール活動を含む。）の取扱いについて周知するものです。

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 2 2 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課
各都道府県・指定都市教育委員会幼稚園主管課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課
各都道府県・指定都市教育委員会幼稚園主管課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課 御中
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 担 当 課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

ス ポ ー ツ 庁 政 策 課 学 校 体 育 室
文部科学省初等中等教育局幼児教育課

今年度における学校の水泳授業の取扱いについて

体育は実技を伴う教科であるため、特に児童生徒の健康と安全を第一に考えて、学習の内容や形態、授業の実施場所や時期等を総合的に考慮しながら、感染リスクへの対策が必要となります。

スポーツ庁としては、感染症の専門家の見解を踏まえて、今年度における学校の水泳授業の取扱いについて、以下のとおり考え方を告示しますので、これを踏まえて適切に対応していただくようお願いします。

学校プールについては、学校環境衛生基準（平成 2 1 年文部科学省告示第 6 0 号）に基づき、プール水の遊離残留塩素濃度が適切に管理されている場合においては、水中感染のリスクは低いと指摘されております。

一方で、水泳の授業においては、複数クラスによる合同授業の実施に伴い多くの児童生徒が同時にプールや更衣室を使用したり、複数の児童生徒が組になる形態で安全の確認をしながら学習を行うなど、児童生徒の密集・密接の場面が想定されるため、様々な感染リスクへの対策を講じる必要があります。

このため、児童生徒の健康と安全を第一に考えて、地域の感染状況を踏まえ、密集・密接の場面を避けるなど、下記の事項を十分に踏まえた対策を講じることを前提として、水泳の授業を実施することは差し支えないと考えます。なお、このような対策を講じること

が困難であり、児童生徒の安全を確保することができないと判断する場合は、今年度においては水泳授業の実施を控えるようお願いいたします。このことについては、幼稚園におけるプール活動についても同様です。

このことについて、都道府県・指定都市教育委員会の学校体育主管課及び幼稚園主管課におかれては、それぞれ域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対して、都道府県の私立学校主管課におかれては、所轄の学校に対して、国公立大学法人の附属学校担当課におかれては、関係する附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄する学校設置会社が設置する学校に対して、周知くださるようお願いいたします。

記

1. 学校プールについては、学校環境衛生基準に基づき適切に管理すること。特にプール水の遊離残留塩素濃度については、プールのどの部分でも基準の濃度となるように管理すること。また、ドアノブやシャワーや洗眼器の水栓など児童生徒が手を触れる箇所は、こまめに消毒を行うこと。

また、屋内プールについては、換気設備を適切に運転するなど換気を行うこと。なお、学校以外のプールを活用して授業を行う場合には、そのプールの管理者に対して学校環境衛生基準及び本事務連絡に基づく適切な管理を徹底すること。

2. 毎朝の検温や健康観察により学習前の児童生徒の健康状態を把握し、体調が優れない児童生徒の水泳授業への参加は見合わせること。

また、授業を見学する児童生徒については、マスクを着用させるとともに、児童生徒間の距離を1～2m以上確保するよう指導すること。ただし、気温が高い日などに屋外で授業を見学する場合は、マスクを着用した児童生徒が熱中症にならないよう、日陰で見学させたり、必要に応じてマスクを外し、他の児童生徒との距離を2m以上確保するよう指導すること。

3. 授業中、児童生徒に不必要な会話や発声を行わないよう指導するとともに、プール内で密集しないよう、プールに一斉に大人数の児童生徒が入らないようにすること。プール内だけでなくプールサイドでも児童生徒の間隔は2m以上を保つことができるよう、複数のクラスによる合同授業はなるべく避けること。

4. 授業中、児童生徒が手をつないだり、体を支えるなど、児童生徒が密接する活動は避けること。ビート板などの用具を使用する場合は、児童生徒間での用具の使い回しは避けるとともに、使用後に消毒を行うこと。

5. 児童生徒によるプールサイドでの人数確認は、事故防止の上で重要であるが、バディシステムは複数の児童生徒が組になる形態であるので、感染リスクに十分注意して運

用すること。例えば、プールサイドで、児童生徒が互いに手をつないだり、密着して座ることはせず、2 m以上の身体的距離を確保しつつ同時に挙手してお互いを確認するとともに、名簿を用いた点呼を併用するなどの工夫をすること。

6. 更衣室については、児童生徒の身体的距離を確保することが困難である場合は、一斉に利用させず少人数の利用にとどめること。更衣室利用中は、不必要な会話や発声をしないよう児童生徒に指導すること。水泳の授業中はマスクを外すことになるので、マスクの適切な取扱いについて指導するとともに、更衣室利用の前後に手洗いを徹底すること。併せて、更衣室のドアノブやスイッチ、ロッカーなど児童生徒が手を触れる箇所は、こまめに消毒を行うこと。
7. 水泳の授業で児童生徒が使用するタオルやゴーグルなどの私物の取り違えや貸し借りをしないよう指導すること。
8. 水泳授業を実施する際には、以上の感染症対策について学校内で共有するとともに、児童生徒や保護者の理解を図ること。
9. 幼稚園においてプール（ビニールプールを含む）を活用した活動を行う場合も、上記1.～8.を十分に踏まえた対策を講じること。なお、幼児期の特性から、必ずしも幼児が1.～8.に基づく対応を直ちに実施できない場合もあると考えられるが、幼児が感染症予防の必要性を理解できるように説明を工夫するとともに、幼児自身が自分でできるようになっていくために十分な時間を確保すること。

【本件担当】

〔水泳授業の全般に関すること〕

スポーツ庁政策課学校体育室

電話 03-5253-4111（内線 2674）

〔幼稚園におけるプール活動に関すること〕

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

電話 03-5253-4111（内線 2376）

事 務 連 絡
令和2年3月19日

【重要】

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、学校保健安全法に基づく健康診断の実施等について取扱いを示しますので、関係各位におかれては御一読をお願いします。

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課・労働安全衛生主管課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
各国公立大学法人担当課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた学校保健安全法に基づく
児童生徒等及び職員の健康診断の実施等に係る対応について

今般の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく児童生徒等の健康診断及び職員の健康診断の実施については、以下のとおり取り扱うこととします。なお、感染の拡大の状況等も踏まえ、今後も文部科学省から、必要に応じて、追加的な連絡をする場合があることを申し添えます。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体、文部科学大臣所轄学校法人、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、独立行政法人国立高等

専門学校機構本部事務局におかれては所管の学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に周知されるようお願いいたします。

記

1. 児童生徒等の定期の健康診断（学校保健安全法第13条第1項）の実施について

児童生徒等の定期の健康診断は、毎学年、6月30日までに実施することとなっているが、新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって当該期日までに健康診断を実施することができない場合には、当該年度末日までの間に、可能な限りすみやかに実施すること。

2. 職員の定期の健康診断（同法第15条第1項）の実施について

職員の健康診断は、毎学年、定期に実施することとなっているが、新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって当該期日までに健康診断を実施することができない場合には、その事由のなくなった後すみやかに健康診断を実施すること。

なお、職員の健康診断については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく健康診断としての側面もあることから、健康診断の実施に係る取扱いについては、厚生労働省の示す見解も踏まえて対応する必要があることに留意願います（参考まで、現時点において厚生労働省が発出している通達を添付します）。

3. その他の留意事項

児童生徒等の定期の健康診断について実施を延期する場合は、特に、日常的な健康観察等による児童生徒等の健康状態の把握に一層努め、健康上の問題があると認められる場合は、健康相談や保健指導等を実施し、適切に支援すること。

＜本件連絡先＞

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

【児童生徒等の健康診断に関すること】

保健指導係

T E L : 03-5253-4111（内線 2918）

【職員の健康診断に関すること】

企画調整係

T E L : 03-5253-4111（内線 4950）

【新規】登校できない間の食に関する指導や食事支援の工夫についてまとめましたので、ご一読ください。

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 1 3 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校給食・食育主管課
文 部 科 学 大 臣 所 轄 学 校 法 人 担 当 課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課 御中
附属学校を置く各国公立大学法人事務局
構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の認定
を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

臨時休業等に伴い学校に登校できない
児童生徒の食に関する指導等について

各設置者及び学校等におかれては、新型コロナウイルス感染症対策のため、令和 2 年 3 月 24 日付け元文科初第 1780 号文部科学事務次官通知「令和 2 年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（通知）」において示した「Ⅰ．新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」（以下「学校再開ガイドライン」という。）及び「Ⅱ．新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」（令和 2 年 4 月 17 日改訂。以下「臨時休業ガイドライン」という。）並びに令和 2 年 5 月 1 日付 2 文科初第 222 号初等中等教育局長通知「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について（通知）」等を踏まえて、学校の再開又は臨時休業等の措置を講じていただいているところと存じます。

地域の感染状況によっては臨時休業が一定期間続く可能性があること、学校再開後においても、一部の児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合もあることを踏まえて、新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒に係る食に関する指導等について、以下のとおりまとめましたのでお知らせします。

については、各都道府県教育委員会学校給食主管課におかれては、域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の小学校、中学校、中等教育学校、夜間課程を置く高等学校、特別支援学校及び学校法人に対して、各指定都市教育委員会及び各国公立大学法人におかれては、その管下の

学校に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体におかれては、所轄の学校設置会社を通じて設置する小学校に対し周知くださるようお願いいたします。

記

1. 栄養教諭を核とした食に関する指導について

食に関する指導においては、児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることにより、生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性を育んでいくための基礎が培われるよう、栄養のバランスや規則正しい食生活などの指導が重要とされています。

については、例えば下記のような方法により、また適宜 ICT を活用するなどの工夫により、児童生徒に対する指導を行うことが考えられます。

- 適切な栄養摂取に関する知識や、児童生徒だけでも整えられる食事の作り方などに係る情報提供を行い、食事への興味・関心を深めるとともに、主体的な実践を促す。
- 養護教諭等と連携して、健康記録や食事記録をとるよう促し、併せて必要な指導を行うことなどにより、望ましい生活習慣を形成し、食に関する自己管理能力が身に付くようにする。
- 食事の準備や調理、後片付けを行う際の安全や衛生についても必要な情報提供を行い、児童生徒が自ら考え、徹底できるようにする。
- 家庭での食事が中心となることから、児童生徒に対する指導の充実と合わせて、家庭への働きかけや啓発活動等を行い、望ましい食習慣の形成が図られるようにする。
- 食物アレルギーを有する児童生徒や肥満・やせ傾向にある児童生徒など個別的な相談指導が必要な児童生徒に対しても、健康状態の確認や家庭の食事に関する助言などの必要な指導を行い、児童生徒の健康状態が改善するようにする。

2. 食事支援について

学校給食は、学校教育活動の一環として行われ、食に関する指導を効果的に進めるための「生きた教材」として大きな教育的意義を持っています。他方で、栄養バランスの取れた食事を提供することによって、児童生徒の健康の保持増進を直接支える意義も持ち続けています。

臨時休業期間等において、この機会に家庭等において児童生徒とともに食を考え実践することも重要と考えられる一方で、必ずしもそのような状況に家庭や児童生徒が置かれていない場合もあることから、関係部局等と連携を図り、例えば下記のような工夫により、児童生徒に対する食事の支援を行うことが考えられます。いずれの場合においても、衛生管理には十分留意するとともに、栄養をはじめ食に関する

る指導と合わせて行うことで、その実施効果を高めることが重要です。

- ・ 登校日や子供の居場所確保等の取組に当たり、学校給食の調理場や調理員を活用して学校給食に近い食事を提供したり、簡易な食事を提供したりする。
- ・ 献立作成などに栄養教諭等が関わりながら、民間企業や子ども食堂の運営者等との連携・協力により、栄養バランスを考慮した食事を提供する。

なお、本対応に係り、学校の臨時休業期間等において、国庫補助を受けて整備された学校給食施設を一時的に学校給食以外の用途に活用する場合は、財産処分には該当せず、手続は不要です。また、学校給食従事者として任用する職員の職務については、当該職員の職務として規定される内容を確認するとともに、必要に応じて、本人の同意を得て業務内容を変更するなど、適切に対応することが考えられます。

<参考資料>

1. 各地域における取組事例
2. 子ども食堂の運営における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた対応について（その2）（令和2年5月8日付厚生労働省事務連絡）

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
食育推進係、学校給食係

TEL：03-5253-4111（内線 2095、2694、3380）

熱中症事故の防止について、留意点をまとめましたので通知します。

2 教 参 学 第 1 号
令和 2 年 5 月 2 7 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課長
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課 長
附属学校を置く各国公立大学法人担当課長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課長
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 担 当 課 長
各都道府県教育委員会専修学校主管課長
専修学校を置く各国立大学法人担当課長
厚生労働省医政局医療経営支援課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課長

殿

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課長
三 好 圭

(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局
教育課程課長

滝 波 泰

(印影印刷)

熱中症事故の防止について（依頼）

熱中症事故の防止については、例年、各学校において御対応いただいておりますが、別添 1 のとおり、昨年度も学校の管理下において 5 千件を超える熱中症事故が発生しており、児童生徒が死亡する事案も生じています。

また、特に、今年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う臨時休

業の影響により、学校再開直後から暑くなり始める時期を迎える学校もあることに加え、児童生徒の学習の遅れを補うため、夏季休業期間を短縮したり、夏季休業期間中に登校日を設けたりする自治体や学校も考えられることから、その際の児童生徒等の健康確保に向けた取組に一層留意する必要があります。

こうした状況に十分対処できるようにする観点から、下記の点に留意し、適切に御対応いただくようお願いいたします。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校（専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対し、各国公立大学担当課におかれては、所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対し、厚生労働省の専修学校主管課におかれては、所管の専修学校に対し、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、周知されるようお願いいたします。

記

1. 適切な水分補給や処置を行うことができる環境の整備等について

熱中症は、活動前に適切な水分補給を行うとともに、必要に応じて水分や塩分の補給ができる環境を整え、活動中や終了後にも適宜補給を行うこと等の適切な措置を講ずれば十分防ぐことが可能です。また、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等適切な処置を行うことが必要です。

学校の管理下における熱中症事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動によるものですが、運動部活動以外の部活動や、屋内での授業中、登下校中においても発生しており、また、暑くなり始めや急に暑くなる日等の体がまだ暑さに慣れていない時期、それほど高くない気温（25～30℃）でも湿度等その他の条件により発生していることを踏まえ、教育課程内外を問わずこの時期から熱中症事故の防止のための適切な措置を講ずるようお願いいたします。

また、学校施設の空調整備については順次進められているところですが、普通教室、特別教室、体育館など場所により空調の整備状況に差があることも考えられます。活動する場所による空調設備の有無に合わせて活動内容を設定するなど、適切に熱中症防止を図っていただくようお願いいたします。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、学校教育活動においては、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じうることから、飛沫を飛ばさないよう、児童生徒等及び教職員は、基本的には常時マスクを着用することが望ましいと考えられます。ただし、気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外すよう御対応ください。その際は、換気や児童生徒等の間に十分な距離を保つなどの配慮をお願いいたします。

なお、体育の授業及び運動部活動におけるマスクの着用は必要ありません

が、感染リスクを避けるためには、児童生徒の間隔を十分に確保するなどの取扱いをしてください。具体的な取扱いは、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2020.5.22Ver.1）（参考）で示している内容を御参照願います。

2. 「熱中症予防強化月間」における取組について

政府においては、国民一人一人に対して熱中症の予防法や応急処置等について、より一層の周知を図るため、熱中症に罹る人が急増する7月及び8月を熱中症予防強化月間と定め（予定）、国民や関係機関への周知等を強化し、熱中症予防の取組を推進しているほか、各省庁も連携して熱中症の予防を推進しています。また、環境省では、令和2年度は4月17日から10月30日まで熱中症予防サイトにおいて暑さ指数を情報提供しています。

各教育委員会等におかれては、「学校安全資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（平成31年3月改訂文部科学省）、「『体育活動における熱中症予防』調査研究報告書」（平成26年3月独立行政法人日本スポーツ振興センター）、「熱中症環境保健マニュアル2018」（平成30年3月改訂環境省）及び上記の暑さ指数を参考として、関係者に対して熱中症事故の防止に必要な事項の理解を徹底されるとともに、「熱中症予防強化月間」についても、その趣旨を踏まえて熱中症予防に取り組むようお願いいたします。

3. 夏季における休業日等の取り扱いについて

夏季における休業日等については、別添2の関連規定を踏まえ、次の（1）から（3）までを参考として、適切に御対応いただくようお願いいたします。

（1）今年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う臨時休業の影響により、児童生徒の学習の遅れを補うため、夏季休業期間を短縮したり、夏季休業期間中に登校日を設けたりすることが考えられるが、各学校及び各学校設置者の検討に当たっては、気象状況等や学校施設（普通教室、特別教室、体育館等）における空調設備の有無に合わせた活動内容の設定等にも留意し、児童生徒等の健康確保に十分配慮すること。

（2）検討に当たっては、2. に記載の資料及び本通知末尾の【参考】に記載の資料等も参考とし、学校及び地域の実態等を踏まえて判断すること。

（3）学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第63条に規定する「非常変災その他急迫の事情があるとき」には、熱中症事故防止のために必要がある場合も含まれることに留意すること。

【参考】

○環境省

- ・熱中症予防情報サイト (<http://www.wbgt.env.go.jp/>)
- ・「熱中症環境保健マニュアル 2018」 (平成 30 年 3 月改訂 環境省)
(http://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual.php)

○文部科学省

- ・令和 2 年 5 月 21 日付けスポーツ庁政策課学校体育室事務連絡「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」
(https://www.mext.go.jp/content/20200521-mxt_kouhou01-000004520_3.pdf)
- ・学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～ (2020. 5. 22Ver. 1)
(https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html)
- ・学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育 (平成 31 年 3 月改訂)
(http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1416715.htm)

○独立行政法人日本スポーツ振興センター

- ・「熱中症対応フロー」 (ポスター) (平成 31 年 3 月)
(https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1905/Default.aspx)
- ・「体育活動における熱中症予防」調査研究報告書 (平成 26 年 3 月)
(https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1729/Default.aspx)

【本件担当】

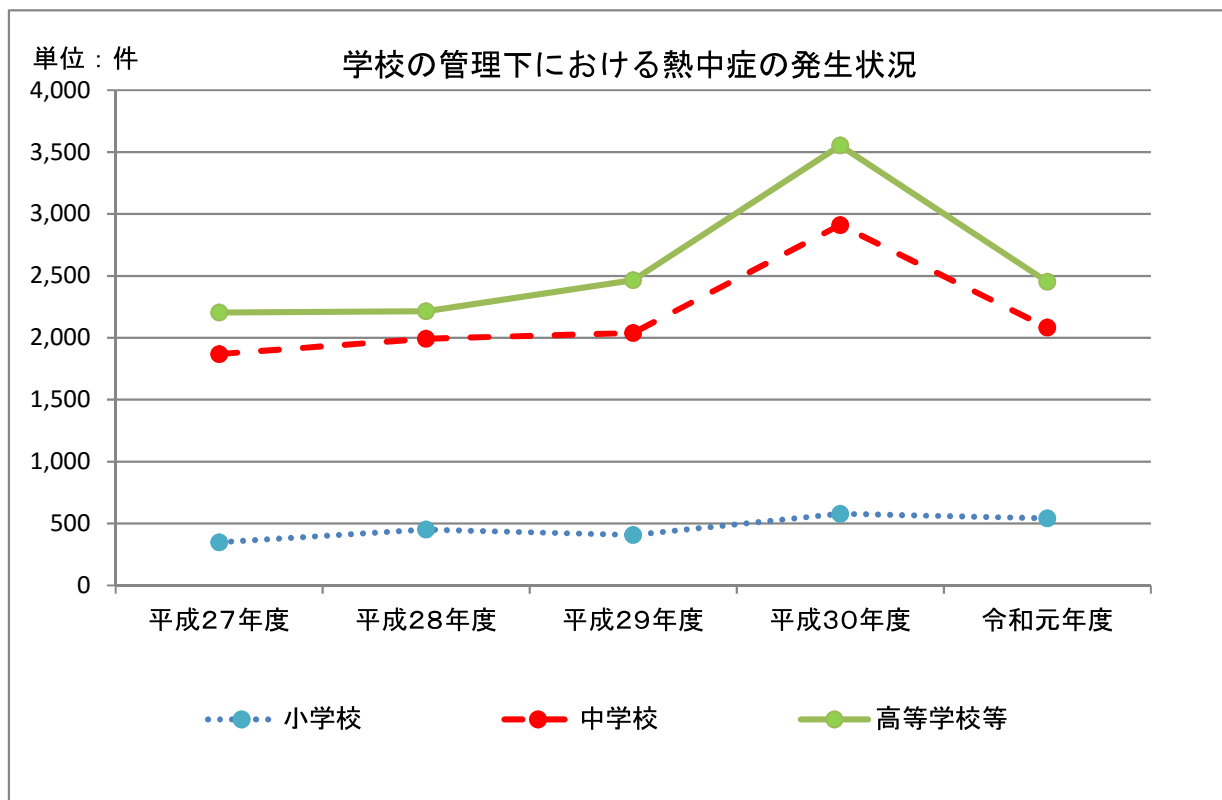
文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室学校安全係
電話：03-5253-4111(内線 2966)
E-mail：anzen@mext.go.jp

学校の管理下における熱中症の発生状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
小学校	348	451	408	579	541
中学校	1,869	1,992	2,038	2,912	2,082
高等学校等	2,204	2,216	2,467	3,554	2,452
計	4,421	4,659	4,913	7,045	5,075

(独立行政法人日本スポーツ振興センター調べ)

※上記は、学校の管理下における熱中症に対して医療費を支給した件数である(令和元年度は速報値)



関連規定

○学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）

（学期及び休業日）

第二十九条 公立の学校（大学を除く。以下この条において同じ。）の学期並びに夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日又は家庭及び地域における体験的な学習活動その他の学習活動のための休業日（次項において「体験的学習活動等休業日」という。）は、市町村又は都道府県の設置する学校にあつては当該市町村又は都道府県の教育委員会が、公立大学法人の設置する学校にあつては当該公立大学法人の理事長が定める。

- 2 市町村又は都道府県の教育委員会は、体験的学習活動等休業日を定めるに当たっては、家庭及び地域における幼児、児童、生徒又は学生の体験的な学習活動その他の学習活動の体験的学習活動等休業日における円滑な実施及び充実を図るため、休業日の時期を適切に分散させて定めることその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

○学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

第六十一条 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（公立大学法人の設置する小学校にあつては、当該公立大学法人の理事長。第三号において同じ。）が必要と認める場合は、この限りでない。

一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する日

二 日曜日及び土曜日

三 学校教育法施行令第二十九条の規定により教育委員会が定める日

第六十二条 私立小学校における学期及び休業日は、当該学校の学則で定める。

第六十三条 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合において、公立小学校についてはこの旨を当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（公立大学法人の設置する小学校にあつては、当該公立大学法人の理事長）に報告しなければならない。

※幼稚園、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校に準用。

新型コロナウイルス 感染症の予防

～子供たちが正しく理解し、実践できることを目指して～

本資料の活用について

新型コロナウイルス感染症が全国的に感染拡大する中、子供たちが健康で安全な生活を送れるよう、各学校において指導の充実を図ることが求められています。

そこで本資料では、子供たちが新型コロナウイルス感染症の予防について正しく理解し、適切な行動をとれるよう、日常の指導における「ねらい」や「指導内容」を具体的に示しました。

各学校においては、これらの指導例を有効に活用し、小・中・高等学校それぞれの子供たちの発達段階を踏まえた指導を工夫されますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症については、未だ感染源や感染経路などがはっきりしていないこともあるため、その時点の最新の知見に基づき指導するように配慮してください。

指導例① 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策

指導例② 感染症の予防1（手洗い）

指導例③ 感染症の予防2（咳エチケット）

指導例④ 感染症の予防3（3つの密）

指導例⑤ 正しい情報の収集

指導例⑥ 新型コロナウイルス感染症に関連する差別や偏見

指導例⑦ 新しい生活様式

令和2年4月



文部科学省

【ねらい】

自分の生活や行動を振り返り、感染防止のために、一人一人が気を付けなくてはならないことを理解し、実践できるようにする。

【指導内容】

- ウイルスは、自分自身で増えることはできないが、粘膜などの細胞に付着して入り込んで増えること。
- 新型コロナウイルス感染症は、現時点（令和2年4月）では、飛沫感染または、接触感染によって感染するとされていること。
- 感染症を予防するには、運動、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活を続けることが有効であること。
- ウイルスから身を守るために、換気など周囲の環境を衛生的に保ち、正しい手洗いの方法を身に付けること。
- ウイルスに感染していても症状が出ない場合があり、その人たちが、知らないうちに感染を拡めてしまうことがあること。
- 妊婦や高齢者、基礎疾患がある場合は、重症化するリスクが高いことが報告されていることから一層注意が必要であること。
- ウイルスから、自分自身を守るため、そして、大切な人を守るため、「不要不急の外出を避ける」「3密を避ける」等の感染症の予防策の徹底が必要であること。
- 行動が制限されている中でも、家族や友人と、「3密」を避けて工夫した交流をすることで心身の健康を保つようにすること。
- 私たち一人一人が、感染症を予防するためにできることをしっかりやっていくことが大切であり、自分の生活や体調を振り返り適切に行動することが感染拡大防止にもつながること。

《参考資料》 若者の皆様へ

【知らないうちに、拡めちゃうから。】

疫病から人々を守るとされる妖怪「アマビエ」をモチーフに、若い方を対象とした啓発アイコンを作成しました。自分のため、みんなのため、そして大切な人のため。私たち一人ひとりが、できることをしっかりやっていく。それが私たちの未来を作ります。国民の皆さま、引き続き、不要不急の外出や3密を避ける行動へのご協力をお願いします。

新型コロナウイルス感染症は、罹患しても約8割は軽症で経過し、治癒する例が多いことが報告されている一方、高齢者や基礎疾患をお持ちの方は、重症化するリスクが高いことが報告されています。皆さまご自身を守るため、そして、大切な人を守るため、感染症の予防策の徹底を引き続きお願いします。



厚生労働省HP より

<テーマ> 感染症の予防 1（手洗い）

【ねらい】

正しい手洗いの方法を知り、実践できるようにする。

【指導内容】

- 手洗いは接触感染を予防するのに効果があること。
（手にウイルスがついた状態で口や鼻を触ることで粘膜から感染するから）
- 手洗いは正しい方法で行わないと予防にならないこと。
（さっと洗っただけでは、爪の裏や手のしわ、指紋の間にいたウイルスが水分で浮き出て、手のひらにウイルスが広がってしまうから）
- 手のひらだけでなく、手の甲、指先、爪の間、指の間、親指の付け根、手首も洗うようにすること。（爪の間、指の間や親指の付け根などには細菌が残りやすいから）
- 洗い終わったら、清潔なハンカチやタオル、ペーパータオルなどでよくふき取って乾かすこと。また、ハンカチ等は共用しないこと。
- 爪を短く切り、清潔にしておくことも必要であること。

《参考資料》

接触感染に注意！

新型コロナウイルスの感染経路として
飛沫感染のほか、**接触感染**に注意が必要です。

人は、“無意識に”顔を触っています！

そのうち、目、鼻、口などの**粘膜**は、
約**44パーセント**を占めています！

手洗いのすすめ

水とハンドソープで、ウイルスは減らせます！

※手洗いの効果（イメージ図）

（参考文献）森功次他：感染症学雑誌.80:496-500(2006)

手洗いの、5つのタイミング

厚生労働省ホームページから

【ねらい】

「3つの咳エチケット」と「正しいマスクの付け方」を知り、実践できるようにする。

【指導内容】

○飛沫感染とは、感染者の咳やくしゃみ、つばとともに放出されたウイルスを他者が口や鼻から吸い込んで感染することを言う。(飛沫は1～2m飛ぶと言われています。)

○飛沫感染を防ぐためにも、何もせずに咳やくしゃみをしたり、咳やくしゃみを手でおさえたりせずに、3つの咳エチケットを実践すること。

<3つの咳エチケット>

- ① マスクを着用する。(口・鼻を覆う。)
- ② マスクがないときは、ティッシュやハンカチで口・鼻を覆う。
- ③ マスクがなく、とっさの時は袖で口・鼻を覆う。

<正しいマスクのつけ方>

- ① 鼻と口の両方を確実に覆う。
- ② ゴムひもを耳にかける。
- ③ 隙間がないよう鼻まで覆う。

《参考資料》

② 咳エチケット

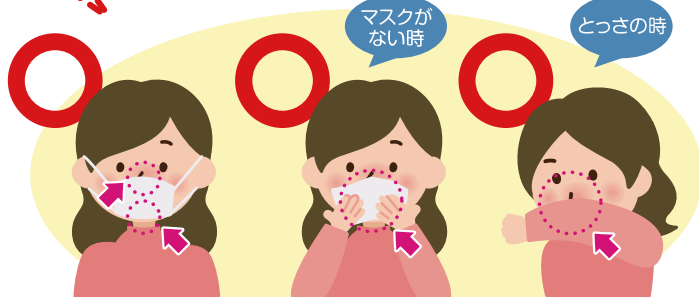
3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやろう



何もせずに
咳やくしゃみをする

咳やくしゃみを
手でおさえる



マスクを着用する
(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う

「3つの咳エチケット」首相官邸・厚生労働省

【ねらい】

新型コロナウイルス感染症を予防するための3つの密を理解し、適切に行動できるようにする。

【指導内容】

- 1 換気の悪い密閉空間（空気の入れ替えのできない場所、窓のない場所）
 - 2 多数が集まる密集場所（たくさんの人が集まる場所）
 - 3 間近で会話や発声をする密接場面（人と人との間が近い場面）
- この3つの条件がそろった場所では、クラスター（集団）発生のリスクが高いこと。
- 日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないように工夫することが必要であること。
- 3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限り「密閉」「密集」「密接」しないようにすること。

《参考資料》

新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をお願いします

「密閉」「密集」「密接」しない!

●「ゼロ密」を目指しましょう。屋外でも、密集・密接には、要注意!

他の人と
十分な距離を取る!

2メートル

窓やドアを開け
こまめに換気を!

屋外でも密集するような
運動は避けましょう!

少人数の散歩や
ジョギングなどは大丈夫

飲食店でも距離を取りましょう!

- ・多人数での会食は避ける
- ・隣と一つ飛ばしに座る
- ・互い遠くに座る

会話をするときは
マスクをつけましょう!

5分間の会話は
1回の咳と同じ

電車やエレベーターでは
会話を慎みましょう!

『「密閉」「密集」「密接」しない!』

首相官邸・厚生労働省

新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をお願いします

3つの密を避けるための手引き!

- 新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、咳エチケット、手指衛生等に加え、**「3つの密(密閉・密集・密接)」**を避けてください。
- 3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限り**「ゼロ密」**を目指しましょう。
- 屋外でも、密集・密接には、要注意。人混みに近づいたり、大きな声で話しかけることなどは避けましょう。

首相官邸 厚生労働省

厚生労働省フリーダイヤル

厚労省 コロナ 検索

0120-565653

3つの密を避けるための手引き

<テーマ> 正しい情報の収集

【ねらい】

新型コロナウイルス感染症に関する情報を得るためにはどうしたらよいか考え、実践できるようにする。

【指導内容】

- 公的機関などがホームページ等で提供する正確な情報を入手し冷静な行動をとること。
 - ・首相官邸、厚生労働省、文部科学省、国立感染症研究所など
- SNS で氾濫しているデマや誤った情報に惑わされないよう注意すること。
- 情報が多すぎると必要以上に不安や心配な気持ちを引き起こす恐れがあるので、新型コロナウイルス感染症に関する情報やニュースをずっと読み続けるのは避けたほうがよいこと。
- 心配なことがあったら、一人で抱え込まずに、周囲の人に相談すること。

《参考資料》

首相官邸ホームページ

<https://www.kantei.go.jp/>

- ・新型コロナウイルス感染症に備えて ～一人ひとりができる対策を知っておこう～
- ・感染症対策特集～様々な感染症から身を守りましょう～ 等

厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- ・国内の発生状況
- ・新型コロナウイルス感染症に関するQ&A 等

文部科学省ホームページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

- ・やってみよう！ 新型コロナウイルス感染症対策 みんなでできること

国立感染症研究所ホームページ

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

- ・新型コロナウイルス感染症(COVID-19) 関連情報ページ

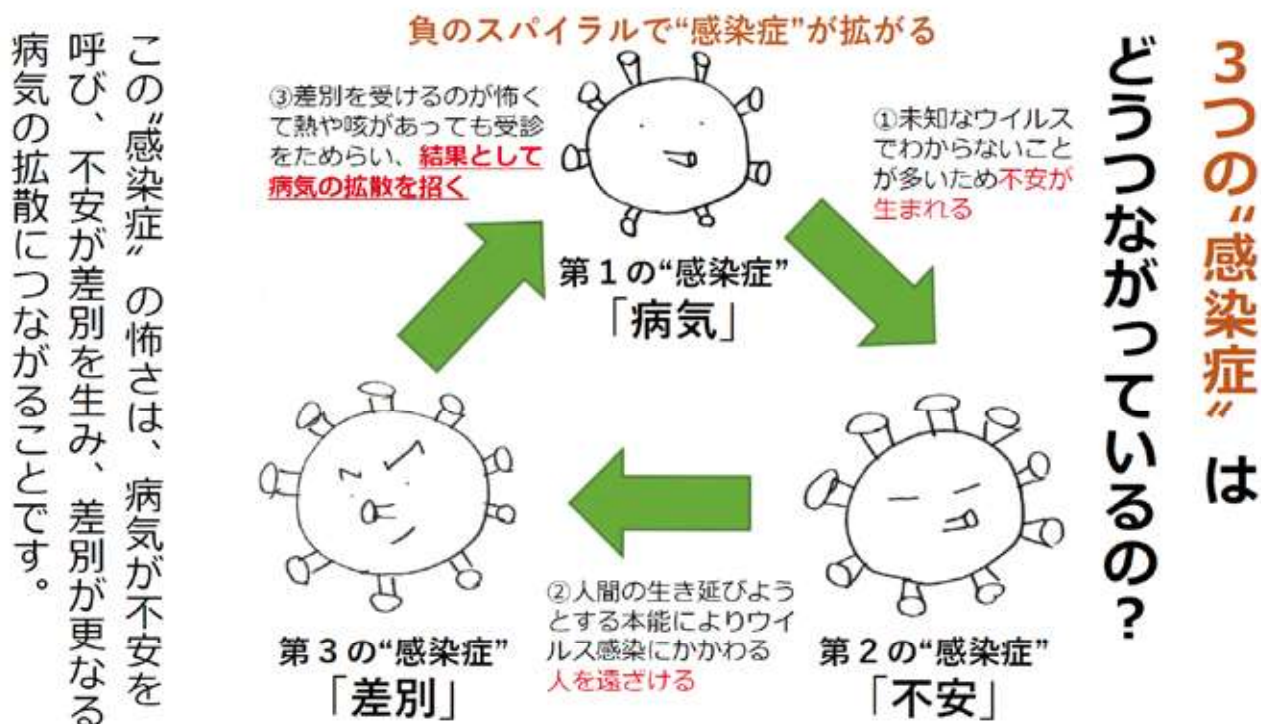
【ねらい】

新型コロナウイルス感染症に関連する差別や偏見について考え、適切な行動をとることができるようにする。

【指導内容】

- 感染者、濃厚接触者、医療従事者、社会機能の維持にあたる方等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別は許されないこと。
- 見えないウイルスへの不安から、特定の対象（※1）を嫌悪の対象としてしまうことで、差別や偏見が起こること。
 - ※1・感染症が広がっている地域に住んでいる人 ・咳をしている人
 - ・マスクをしていない人 ・外国から来た人
- 差別や偏見のもととなる「不安」を解消するためにも、正しい情報（公的機関が提供する情報）を得ること、悪い情報ばかりに目を向けないこと、差別的な言動に同調しないことが大切であること。

《参考資料》





首相官邸・厚生労働省

<http://www.kantei.go.jp/jp/content/000059525.pdf>



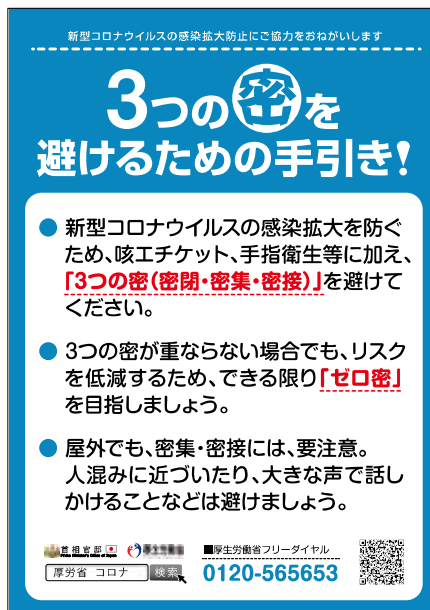
首相官邸・厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/content/000621727.pdf>



首相官邸・厚生労働省

<https://www.kantei.go.jp/jp/content/000062975.pdf>



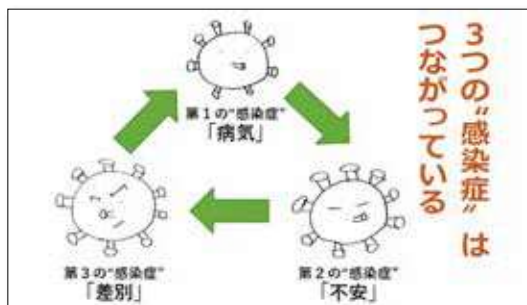
首相官邸・厚生労働省

<https://www.kantei.go.jp/jp/content/000062771.pdf>



首相官邸・厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#kokumin



日本赤十字社

http://www.jrc.or.jp/activity/saigai/news/200326_006124.html

ご家庭にある洗剤を使って 身近な物の消毒をしましょう

洗剤に含まれる界面活性剤で新型コロナウイルスが効果的に除去できます

試験で効果が確認された界面活性剤

- ▶ 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム (0.1%以上)
- ▶ アルキルグリコシド (0.1%以上)
- ▶ アルキルアミノオキシド (0.05%以上)
- ▶ 塩化ベンザルコニウム (0.05%以上)
- ▶ 塩化ベンゼトニウム (0.05%以上)
- ▶ 塩化ジアルキルジメチルアンモニウム (0.01%以上)
- ▶ ポリオキシエチレンアルキルエーテル (0.2%以上)
- ▶ 純石けん分 (脂肪酸カリウム) (0.24%以上)
- ▶ 純石けん分 (脂肪酸ナトリウム) (0.22%以上)

※ 新型コロナウイルスに、0.01～0.2%に希釈した界面活性剤を20秒～5分間反応させ、ウイルスの数が減少することを確認しました。詳細はNITEウェブサイトをご覧ください。
<https://www.nite.go.jp/information/koronat-aisaku20200522.html>

※ これ以外の界面活性剤についても効果がある可能性があり、さらに確認を進めています。

ご家庭にある洗剤に、どの界面活性剤が使われているか確認しましょう

- 効果が確認された界面活性剤が使われている洗剤のリストをNITEウェブサイトで公開しています（随時更新）

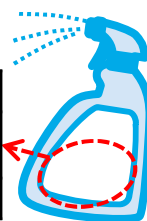
<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>



- 製品のラベルやウェブサイトなどでも、成分の界面活性剤が確認できます。

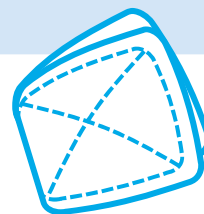
※製品本体の成分表は関連法令に基づいて表示されているため、含有濃度などの条件によっては、ウェブサイト上のリストと製品本体の成分表が一致しないことがあります。

品名	住宅・家具用合成洗剤		
成分	界面活性剤 (0.2% アルキルアミノオキシド)、泡調整剤		
液性	弱アルカリ性	正味量	400ml



使用上の注意を守って、正しく使いましょう

- 身近なものの消毒には、台所周り用、家具用、お風呂用など、用途にあった「住宅・家具用洗剤」を使いましょう。
- 安全に使用するため、製品に記載された使用方法に従い、使用上の注意を守って、正しく使いましょう。
- 手指・皮膚には使用しないでください。



本資料は、2020年6月26日現在の知見に基づいて作成されたものです。随時修正されます。

「住宅・家具用洗剤」が手元にない場合には？

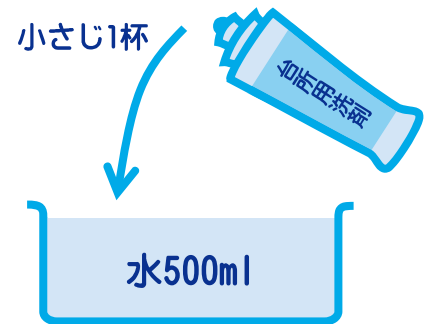
台所用洗剤を使って 代用することもできます。

「住宅・家具用洗剤」を使用する場合は、製品に記載された使用方法どおりに使用してください。

(1) 洗剤うすめ液を作る。

たらいや洗面器などに500mlの水をはり、台所用洗剤*を小さじ1杯（5g）入れて軽く混ぜ合わせる。

（*食器洗い機用洗剤ではなく、スポンジなどにつけて使う洗剤です。有効な界面活性剤が使われているかも確認しましょう。）



(2) 対象の表面を拭き取る。

キッチンペーパーや布などに、(1)で作った溶液をしみこませて、液が垂れないように絞る。汚れやウイルスを広げないように、一方向にしっかり拭き取るようにする。

(3) 水拭きする。

洗剤で拭いてから5分程度たったら、キッチンペーパーや布などで水拭きして洗剤を拭き取る。特に、プラスチック部分は放置すると傷むことがあるので必ず水拭きする。



(4) 乾拭きする。

最後にキッチンペーパーなどで乾拭きする。

台所用洗剤で代用する場合は…

安全上の注意

- 手指・皮膚には使用しないでください。
- スプレーボトルでの噴霧は行わないでください。

効果的に使うためのポイント

- 作り置きした液は効果がなくなるので、洗剤うすめ液は、その都度使い切りましょう。
- 台所用洗剤でプラスチック部分（電話、キーボード、マウス、TVリモコン、便座とフタ、照明のスイッチ、時計など）を拭いた場合、そのまま放置すると傷むことがあります。必ず、すぐに水拭きしましょう。
- 塗装面（家具、ラッカー塗装部分、自動車の塗装面など）や、水がしみこむ場所や材質（布製カーテン、木、壁など）には使わないでください（シミになるおそれがあります）。

直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム、アルキルグリコシド、アルキルアミノキシド、塩化ベンザルコニウム、塩化ベンゼトニウム、塩化ジアルキルジメチルアンモニウム、ポリオキシエチレンアルキルエーテル、純石けん分(脂肪酸カリウム)、純石けん分(脂肪酸ナトリウム)のいずれかを含む製品例

●住宅家具用洗剤など

凡例:赤字は主な修正部分

事業者名(五十音順)	製品名	用途	該当する界面活性剤	リスト追加日
アース製薬株式会社	らくハビ ねらってバブルートイレノズル	住宅家具用洗剤	アルキルグリコシド	2020/7/13
アズマ工業株式会社	乳酸カビトリナー-洗浄効果プラス	住宅家具用洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	2020/6/3
	TK/バックで簡単! 油污れ取りま専科	住宅用洗剤(キッチン用)	アルキルグリコシド	2020/6/8
	TK/バックで簡単! 水あか取りま専科	住宅用洗剤(住宅用)	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	2020/6/10
ADEKAクリーンエイド株式会社	セーフメイトワイロックスプレー	住居家具用洗剤	塩化ジアルキルジメチルアンモニウム 塩化ベンザルコニウム	2020/5/29 塩化ジアルキルジメチルアンモニウム追加
恵美須薬品化工株式会社	エビスクリーン10	住宅家具用洗剤	塩化ベンザルコニウム	2020/7/10
花王株式会社	キッチンマジックリン消臭プラス	住宅家具用洗剤(台所周り用)	アルキルアミノキシド	
	かんたんマイベッ	住宅家具用洗剤(住宅家具用)	アルキルアミノキシド	
	ガラスマジックリン	住宅家具用洗剤(住宅家具用)	アルキルグリコシド	
	フローリングマジックリン つや出しスプレー	住宅家具用洗剤(住宅家具用)	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	
	食卓クイックルスプレー (ほのかな緑茶の香り、レモンの香り)	住宅家具用洗剤(住宅家具用)	アルキルグリコシド	
	クイックルJoan 除菌スプレー	住宅家具用洗剤(住宅家具用)	アルキルアミノキシド 塩化ベンザルコニウム	
	バスマジックリン	住宅家具用洗剤(お風呂用)	ポリオキシエチレンアルキルエーテル 塩化ベンザルコニウム 純石けん分(脂肪酸 ナトリウム)	2020/06/26 脂肪酸ナトリウム追加
	バスマジックリン 泡立ちスプレー	住宅家具用洗剤(お風呂用)	ポリオキシエチレンアルキルエーテル 塩化ベンザルコニウム 純石けん分(脂肪酸 ナトリウム)	2020/06/26 脂肪酸ナトリウム追加
	バスマジックリン デオクリア	住宅家具用洗剤(お風呂用)	ポリオキシエチレンアルキルエーテル 塩化ベンザルコニウム 純石けん分(脂肪酸 ナトリウム)	2020/06/26 脂肪酸ナトリウム追加
	バスマジックリン 泡立ちスプレー SUPER CLEAN (グリーンハーブの香り、アロマローズの香り、香りが残らないタイプ)	住宅家具用洗剤(お風呂用)	塩化ベンザルコニウム 純石けん分(脂肪酸 ナトリウム)	2020/06/26 脂肪酸ナトリウム追加
	トイレマジックリン 消臭・洗浄スプレー	住宅家具用洗剤(トイレ用)	アルキルグリコシド 塩化ベンザルコニウム	
	トイレマジックリン 消臭・洗浄スプレー 消臭ストロング	住宅家具用洗剤(トイレ用)	アルキルグリコシド 塩化ベンザルコニウム	
	トイレマジックリン 消臭・洗浄スプレー ツヤツヤコートプラス (エレガントローズの香り、シトラスミントの香り)	住宅家具用洗剤(トイレ用)	アルキルグリコシド 塩化ベンザルコニウム	
	クリンカー* (*販売会社:花王プロフェッショナル・サービス株式会社 業務用流通、ホームセンター、Eコマースで入手可)	住宅家具用洗剤(台所周り用)	アルキルグリコシド アルキルアミノキシド 塩化ベンザルコニウム	
	すっごい掃除水そのまま使えるタイプ	台所及び住宅家具用洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	
ガナ・ジャパン株式会社	すっごい掃除水濃縮タイプ	台所及び住宅家具用洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	
	ジョフレおふろの洗剤	浴室用合成洗剤	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	
	ジョフレトイレの洗剤	トイレ用合成洗剤	アルキルアミノキシド	
カネヨ石鹸株式会社	カネヨおふろの洗剤5Kg	浴室用合成洗剤	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	
	キッチンクリーナー5L	住宅用合成洗剤	アルキルアミノキシド	
株式会社コープクリーン	CO・OPおふろクリーン	おふろ用洗剤	アルキルグリコシド	
	CO・OPおふろクリーン除菌・消臭	おふろ用洗剤	アルキルグリコシド 塩化ベンザルコニウム	
株式会社SANSHIN	Deici Balle ドルチボレー ナチュラルウォッシュ	台所及び浴室・窓用	アルキルグリコシド	2020/6/2
サンスター株式会社	輝き洗剤 キーラ	台所周り用、お風呂用、トイレ用	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム ポリオキシエチレンアルキルエーテル アルキルアミノキシド	
株式会社サンドラッグ (販売元)	いいね お風呂の洗剤	浴室用合成洗剤	アルキルアミノキシド ポリオキシエチレンアルキルエーテル	2020/7/2
	いいね トイレの洗剤(ミントの香り・せっけんの香り)	トイレ用合成洗剤	アルキルアミノキシド ポリオキシエチレンアルキルエーテル	2020/7/2
ジョンソン株式会社	スクラビングバブル 石鹸カスに強いバスクリーナーシトラスの香り	浴室用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル アルキルアミノキシド 塩化ベンザルコニウム	
	スクラビングバブル カビも防げるバスクリーナーフローラルの香り	浴室用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル アルキルアミノキシド 塩化ベンザルコニウム	
	スクラビングバブル 99.9%除菌バスクリーナーアップルの香り	浴室用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル アルキルアミノキシド 塩化ベンザルコニウム	
	スクラビングバブル バスフリー	浴室用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル アルキルアミノキシド	
	スクラビングバブル油污れに強いキッチンクリーナー	住居用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル アルキルアミノキシド 塩化ベンザルコニウム	
	スクラビングバブル キッチンフリー	住居用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル アルキルアミノキシド	
	ミセスマイヤーズ・クリーンデイキッチン&マルチクリーナー (ラベンダー、レモンバーベナ、バジル、ハニーサックル)	住居用合成洗剤	アルキルグリコシド	
シロン石鹸有限公司	太田さん家の手作り洗剤マルチ* (*発売元:株式会社タグ・ホールディングス:アンツ事業部)	住居用合成洗剤	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム ポリオキシエチレンアルキルエーテル	2020/6/16
	エコプラス除菌消臭クリーナー	住宅用洗剤	アルキルグリコシド	
株式会社第一化学工業所	除菌消臭トイレクリーナー中性	住宅用洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	
	除菌消臭バスクリーナー中性	住宅用洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	
	除菌消臭バスクリーナー弱アルカリ性	住宅用洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	
第一石鹸株式会社	ファンスおふろの洗剤 防カビ	浴室用	アルキルグリコシド	
	ファンスおふろの洗剤 (オレンジ ミント、グリーンハーブ)	浴室用	アルキルグリコシド	
	ルーキー泡おふろ洗剤	浴室用	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	
	ルーキートイレの洗剤	トイレ用	アルキルグリコシド	
	ファンストイレ用アルコール除菌クリーナー	トイレ用	アルキルグリコシド	
	ファンストイレの洗剤 除菌・消臭	トイレ用	アルキルグリコシド	
大日本除虫菊株式会社	水回り用ティンクル 防臭プラスW	流し台・洗面台まわり洗浄剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	2020/6/24
	お風呂用ティンクル すずぎ節水タイプW	浴室用洗浄剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	2020/6/24
	アミライト	アミ戸用合成洗剤	アルキルアミノキシド	2020/6/24
	浄化槽サンボール	トイレ用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	2020/6/24
太陽油脂株式会社	バックスナチュロン お風呂洗いせっけん 本体・詰替	浴槽・住宅用	純石けん分(脂肪酸カリウム)	2020/6/26
	バックスナチュロン トイレ洗い石けん	トイレ用	純石けん分(脂肪酸カリウム)	2020/6/26
株式会社ダスキン	風呂・化粧室用洗剤	浴室用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	2020/5/26
株式会社地の塩社	トイレ用除菌・洗浄・消臭剤	トイレ用	塩化ベンザルコニウム	2020/5/26
	ウオッシュ・ウオッシュ	台所用／住宅用	純石けん分(脂肪酸カリウム)	2020/6/26
株式会社トイカイ	リースキン キッチンF	台所周り用洗剤	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	2020/5/29
	リースキン バスクリーナー	浴室用合成洗剤	アルキルアミノキシド	2020/6/1
	リースキン 中性トイレクリーナー	トイレ用合成洗剤	アルキルアミノキシド	2020/6/1
株式会社ナカヤマ	リースキン 業務用除菌トイレクリーナー	トイレ用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル 塩化ベンザルコニウム	2020/6/2
	ハッピーグリーンマジック	住宅家具用洗剤	脂肪酸カリウム	2020/7/10
株式会社ナカヤマ	ハッピーソイ	住宅家具用洗剤	脂肪酸カリウム	2020/7/10

株式会社 ニイタカ	ニイタカ除菌中性洗剤	住宅家具用洗剤 対象：台所周り用	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	
	ニイタカ除菌中性洗剤E	住宅家具用洗剤 対象：台所周り用	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	
	かんたんクリーナーコンク	住宅家具用洗剤 対象：住宅家具用	アルキルアミノキシド	
	リフレッシュ・ラボ	除菌消臭剤(中性) 対象：住宅家具用	アルキルアミノキシド	
	ニイタカ除菌トイレクリーナー	住宅家具用洗剤 対象：トイレ用	アルキルアミノキシド	
	バスクリーナーコンク	住宅家具用洗剤 対象：お風呂用	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	
日本アムウェイ合同会社	ケミガードふいてウイルス除去	住宅家具用洗剤	アルキルアミノキシド 塩化ベンザルコニウム	2020/7/2
	L.O.C.ハウスクリーナー	住宅家具用洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル アルキルアミノキシド	
	キッチンクリーナー	台所周り用洗剤	アルキルグリコシド アルキルアミノキシド	
日本合成洗剤株式会社	ガラスクリーナー	ガラス用洗剤	アルキルアミノキシド	
	ニチゴー泡スプレーオフロ洗剤	住宅用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	
	ニチゴー泡スプレートイレ洗剤	住宅用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	
日本シャクリー株式会社	ニチゴー泡スプレー油汚れクリーナー	住宅用合成洗剤	アルキルアミノキシド	
	ニチゴー泡スプレーガラスクリーナー	住宅用合成洗剤	アルキルグリコシド	
	シャクリー ゲット クリーン ベイシック エイチ ツー	台所・住居用洗剤	アルキルグリコシド ポリオキシエチレンアルキルエーテル	2020/5/26
日本流通産業株式会社 (販売元)	くらしモア おふろの洗剤	住宅用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	2020/7/2
	くらしモア トイレの洗剤	住宅用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル 塩化ベンザルコニウム	2020/7/2
株式会社ハイネリー	トイレクリン	トイレ用	純石けん(脂肪酸カリウム・脂肪酸ナトリウム)	2020/6/26
株式会社バスクリン	バスビカ	浴室用(お風呂用)洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	
	バスビカアロマ泡スプレー	浴室用(お風呂用)洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	
株式会社プロスタッフ	オールマイティーマルチクリーナー	住宅家具用洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	2020/6/23
マルフクケミファ株式会社	すまいの洗剤	住宅家具用洗剤	アルキルアミノキシド	
ミズエイ株式会社	ハーバルスリーおふろ用洗剤	浴室用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル 塩化ベンザルコニウム	2020/5/29
	スマイルチョイスおふろ用洗剤	浴室用合成洗剤	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	2020/5/29
	スマイルチョイス オレンジおふろ用洗剤	浴室用合成洗剤	アルキルアミノキシド	2020/5/29
	スマイルチョイス トイレ用洗剤	浴室用合成洗剤	アルキルアミノキシド	2020/5/29
ミマスクリーンケア株式会社	緑の魔女泡タイプ(トイレ用)	トイレ用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル アルキルグリコシド	
	緑の魔女泡タイプ(お風呂用)	浴室用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル アルキルグリコシド	
ミヨシ石鹸株式会社	暮らしの重曹せっけん泡スプレー	住宅家具用洗剤	(純せっけん)脂肪酸カリウム	2020/7/2
メリドッピーティプロダクツ株式会社	マク洗	住宅家具用洗剤	塩化ベンザルコニウム	2020/5/27
株式会社芽瑠	お掃除クリーナー「TOMIE(トミエ)」	住宅家具用洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	2020/5/28
株式会社ユニーホーニイタカ (販売元)	お掃除クリーナー「Brighten(ブライトン)」	住宅家具用洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	2020/6/3
株式会社 友和	バスコンバクト	住宅家具用洗剤	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	2020/7/2
	ホームケアシリーズ外壁汚れ用	住居用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル 塩化ベンザルコニウム	
	重曹＋お酢 台所クリーナー	住居用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル 塩化ベンザルコニウム	
	コンクリーン	住居用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	
	技シリーズ 石材外壁クリーナー	住居用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル 塩化ベンザルコニウム	
	ホームケアシリーズ風呂汚れ用	浴室用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	2020/5/29
ライオン株式会社	お部屋のカビ取りクリーナー	カビ取り用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	2020/5/29
	Docchi-Mo	浴室・トイレ用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	2020/5/29
	レンジまわりのルック	住居(キッチン用)合成洗剤	アルキルアミノキシド	
	ルックプラス バスタブクレンジング (クリアントラスの香り、フローラルソープの香り)	浴室用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	
	ルックプラス バスタブクレンジング 銀イオン+	浴室用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	
	業務用強カルック* (*業務用流通、Eコマースで入手可)	住居用合成洗剤	アルキルアミノキシド	
ライオンハイジーン株式会社 (*業務用流通、Eコマースで入手可)	おふろのルック	浴室用合成洗剤	純石けん(脂肪酸カリウム)	2020/6/26
	業務用バスルック	浴室用合成洗剤	純石けん(脂肪酸カリウム)	2020/6/26
	メディフロ バスクリーナー	おふろ用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	
株式会社リンレイ	メディフロ トイレクリーナー	トイレ用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	
	カベ紙クリーナー&コート	住宅家具用洗剤(住宅家具用)	塩化ベンザルコニウム	2020/6/5
	アミ戸クリーナー	住宅家具用洗剤(住宅家具用)	アルキルアミノキシド	2020/6/5
ロケット石鹸株式会社	マイバスクリーナー	浴室用合成洗剤	アルキルアミノキシド ポリオキシエチレンアルキルエーテル	
	awasお風呂洗剤泡ローズ	浴室用合成洗剤	アルキルアミノキシド ポリオキシエチレンアルキルエーテル	
	マイトイレクリーナー	トイレ用合成洗剤	ポリオキシエチレンアルキルエーテル アルキルアミノキシド	
	スーパースクリーナー 4L	浴室用合成洗剤(業務用)	アルキルアミノキシド ポリオキシエチレンアルキルエーテル	
	スーパートイレクリーナー 4L	トイレ用合成洗剤(業務用)	ポリオキシエチレンアルキルエーテル アルキルアミノキシド	

●台所用合成洗剤など

事業者名(五十音順)	製品名	該当する界面活性剤	リスト追加日
株式会社アルボース	アルファインT-5 ナチュラルソープKT	ポリオキシエチレンアルキルエーテル 純石けん分(脂肪酸カリウム)	2020/6/12 2020/7/10
アンキキ協栄 株式会社 (販売元)	エコ ラ・ピカ	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	2020/7/2
エスケー石鹸株式会社	うるおい台所せっけん 本体・詰め替え しっとり台所せっけん 本体・詰め替え	純石けん(脂肪酸カリウム) 純石けん(脂肪酸カリウム)	2020/6/26 2020/6/26
NSファーマ・ジャパン株式会社	ファーマ ココロ 食器用洗剤 本体 280g キュキュット ハンドマイルド	アルキルアミノオキシド アルキルグリコシド	
花王株式会社	バフォーミー* (*販売会社:花王プロフェッショナル・サービス株式会社 業務用流通、ホームセンター、Eコマースで入手可) モアコンバクト* (*販売会社:花王プロフェッショナル・サービス株式会社 業務用流通、ホームセンター、Eコマースで入手可) バイオガード中性洗剤* (*販売会社:花王プロフェッショナル・サービス株式会社 業務用流通、ホームセンター、Eコマースで入手可)	アルキルグリコシド アルキルグリコシド アルキルグリコシド アルキルアミノオキシド	
カネヨ石鹸株式会社	ソーブ (フレッシュ、オレンジ、グレープフルーツ) ハーブメント除菌オレンジ 台所用洗剤4L 台所用洗剤バック・イン・ボックス 台所用洗剤18L	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	
サンスター株式会社 株式会社サンドラッグ (販売元) 株式会社ジェフダ (販売元)	輝き洗剤 キーラ いいね除菌ホワイトライター(ライム、オレンジ、緑茶) ジュフダスーパーグリーン6 JFDA スーパーグリーンコクウ	アルキルアミノオキシド 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	2020/7/2 2020/7/2 2020/7/2
シロン石鹸有限公司	太田さん家の手作り洗剤プロ* (*販売元:株式会社タグ・ホールディングス:アソツ事業部)	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	2020/6/16
セッツ株式会社	はんなり美人* (*販売元:有限会社ワイズコーポレーション) ダイバークリーニングコク ダイバークリーニングリッチ ハロゴールド	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム 直鎖アルキルアミノオキシド 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	2020/6/16 2020/5/29
第一石鹸株式会社	キッチンクラブ 濃縮フレッシュ除菌オレンジ キッチンクラブ フレッシュ 弱酸性ピンクグレープフルーツ	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	
太陽油脂株式会社	バックスナチュロン 台所のせっけん 本体・詰め替	純石けん(脂肪酸カリウム)	2020/6/26
タッパーウェアブランド・ジャパン株式会社 (販売元) 株式会社地の塩社 株式会社トーカイ 長野油化工業有限公司	スワイプ サムシエルス スワイプ フレッシュ フルーツ&ベジタブルウォッシュ (果物野菜洗い) リースキン 台所用洗剤 クリーンAせっけん	アルキルグリコシド アルキルアミノオキシド アルキルグリコシド 純石けん(脂肪酸カリウム)	2020/7/2 2020/7/2 2020/6/26 2020/5/29
株式会社 ニイタカ	スーパーサラセン マイソフトコク マイソフト	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	2020/6/26 2020/6/26
株式会社ハイネリー	キッチン純 さくら	純石けん(脂肪酸カリウム・脂肪酸ナトリウム) 純石けん(脂肪酸カリウム・脂肪酸ナトリウム)	2020/6/26 2020/6/26
プロクター・アンド・ギャンブルジャパン株式会社	ジョイ コンパクト (バレンシアオレンジ、フロリダグレープフルーツ、ローマミント) 除菌ジョイ コンパクト (除菌、緑茶の香り、スパークリングレモンの香り) ジョイ ボタニカル (レモングラス&ゼラニウム、ベルガモット&ティーツリー、マイルドローズ&ワイルドベリー) P&Gプロフェッショナル 除菌ジョイコンパクト 業務用* (*業務用流通、ホームセンター、Eコマースで入手可)	アルキルアミノオキシド アルキルアミノオキシド アルキルアミノオキシド	
株式会社フロムシステムダイレクト (販売元) 株式会社ポーラ (販売元)	クリーン S-1 ソフィカルの洗剤 マイルドキッチンウォッシュ	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム アルキルグリコシド アルキルアミノオキシド	2020/7/2 2020/7/2
松山油脂株式会社	台所用液体せっけん(本体・詰め替え) 特練リリサイクルせっけん(圓形石けん 80g) キッチンリキッドソープ無香料(本体・詰め替え)* (*販売会社:株式会社マックスアンドウエブ)	純石けん(脂肪酸カリウム) 純石けん(脂肪酸ナトリウム) 純石けん(脂肪酸ナトリウム)	2020/6/26 2020/6/26 2020/6/26
マルフクケミファ株式会社	タイムリーフレッシュ KiRei 食器用洗剤 (オレンジの香り、レモンの香り、香料無配合) タイムリーフレッシュ1/2	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	
ミツエイ株式会社	ハーバルフレッシュ (ライム、オレンジ) スマイルチョイス 食器洗い洗剤 ハーバルフレッシュコンパクト (ライム、オレンジ) ハーバルフレッシュ 重曹	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム ポリオキシエチレンアルキルエーテル 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム ポリオキシエチレンアルキルエーテル	2020/5/29 2020/5/29 2020/5/29 2020/5/29
ミヨシ石鹸株式会社	無添加 食器洗いせっけん(本体・詰め替) 無添加 台所用せっけん (固型) 白いふきん洗い (固型)	(純せっけん)脂肪酸カリウム (純せっけん)脂肪酸ナトリウム (純せっけん)脂肪酸ナトリウム	2020/7/2 2020/7/2 2020/7/2
横浜油脂工業株式会社	ハマムーライト 18kg	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	2020/6/12
ライオン株式会社	チャームー マジカ酵素+ (フルーティオレンジの香り、フレッシュグリーンアップルの香り、フレッシュピンクペリーの香り) チャームー マジカ除菌+ (フレッシュトラスグリーンの香り、レモンピールの香り) チャームー マジカ速乾+ (シトラスミントの香り、ホワイトローズの香り) チャームー 泡のチカラ手肌プレミアム ママレモン チャームーマイルド 業務用Magic除菌+プロフェッショナル* (*業務用流通、Eコマースで入手可) 業務用ママレモン* (*業務用流通、Eコマースで入手可) 業務用ライボンド 液体* (*業務用流通、Eコマースで入手可) 業務用ライボンド 粉末* (*業務用流通、Eコマースで入手可)	アルキルアミノオキシド アルキルアミノオキシド アルキルアミノオキシド アルキルアミノオキシド 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	
ライオン ハイジーン株式会社 (*業務用流通、Eコマースで入手可)	セルシアコククα セルシア速乾マイルド マイフレッシュ	アルキルアミノオキシド アルキルアミノオキシド 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	
ロケット石鹸株式会社	フレッシュ (オレンジオイル配合、弱酸性ピンクグレープフルーツ、フルーツ酸配合グリーンアップル) フルーツ酸フレッシュコンパクト エンジョイアワーズ台所用洗剤 (フルーツ、柑橘系) マイキッチンK 4L	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	

日本石鹸洗剤工業会・日本石鹸洗剤工業組合提供データ及びメーカー提供データより抜粋(7/13現在)

※製品の「用途」は分類として記載したものです。具体的な用途や使用上の注意については、製品に記載された情報を確認の上、正しくお使いください。

※委員会で既に有効性が確認された界面活性剤以外にも、新型コロナウイルスに有効な物資が存在する可能性があります。

検証試験によって新たに有効性が明らかになった物資については、ウェブサイトにて公表していきます。

※本リストに掲載されていない洗剤等にも、有効性が確認された界面活性剤が含まれている可能性があります。

対象となる界面活性剤を以下の濃度(住宅家具用洗剤は使用時の濃度、台所用合成洗剤は100倍希釈時の濃度)以上含む洗剤等を製造・輸入されている事業者の方で、本リストへの掲載を希望される方は、dmtf-koho@nite.go.jp まで御連絡ください。

- 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム(0.1%)
- アルキルグリコシド(0.1%)
- アルキルアミノオキシド(0.05%)
- 塩化ベンザルコニウム(0.05%)
- 塩化ベンゼトニウム(0.05%)
- 塩化ジアルキルジメチルアンモニウム(0.01%)
- ポリオキシエチレンアルキルエーテル(0.2%)
- 純石けん分(脂肪酸カリウム)(0.24%)
- 純石けん分(脂肪酸ナトリウム)(0.22%)

※本リストに掲載している洗剤等であっても、界面活性剤成分の変更、市場における流通状況等によって、メーカー等からの申し出により、リストから削除される場合がございますので、洗剤等をご購入の方は、最新版のリストをご確認ください。

※本リストに掲載している洗剤等は、使用時において対象となる界面活性剤を有効濃度以上含む製品を掲載しているものであり、弊機構が個々の製品について試験を行ったものではありません。

※本リストへの掲載は、薬機法における評価を意味するものではありません。事業者においては、商品の表示や広告において関連法規に注意して下さい。

参考

0.05% 以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



【使用時の注意】

- ・換気をしてください。
- ・家事用手袋を着用してください。
- ・他の薬品と混ぜないでください。
- ・商品パッケージや HP の説明をご確認ください。

以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。
商品によって濃度が異なりますので、以下を参考に薄めてください。

メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター キッチンハイター	水 1L に本商品 25mL (商品付属のキャップ 1 杯) [※] ※次亜塩素酸ナトリウムは、一般的にゆっくりと分解し、濃度が低下していきます。購入から3ヶ月以内の場合は、水 1L に本商品 10ml (商品付属のキャップ 1/2 杯) が目安です。
カネヨ石鹼	カネヨブリーチ カネヨキッチンブリーチ	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
ミツエイ	ブリーチ キッチンブリーチ	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

(プライベートブランド)

ブランド名 (五十音順)	商品名	作り方の例
イオングループ (トップバリュ)	キッチン用漂白剤	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
西友 / サニー / リヴィン (きほんのき)	台所用漂白剤	水 1L に本商品 12mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
セブン&アイ・ ホールディングス (セブンプレミアム ライフスタイル)	キッチンブリーチ	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

※上記のほかにも、次亜塩素酸ナトリウムを成分とする商品は多数あります。
表に無い場合、商品パッケージや HP の説明にしたがってご使用ください。

洗剤の使い方はこちら▶▶▶

[こちらをクリック](#)



新型コロナウイルス対策

「次亜塩素酸水」を使ってモノのウイルス対策をする場合の注意事項

アルコールとは使い方が違います

拭き掃除には、有効塩素濃度 80 ppm 以上のものを使いましょう

※ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム等の粉末を水に溶かしたものをを使う場合、有効塩素濃度 100 ppm 以上のものを使いましょう。
※その他の製法によるものは、製法によらず、必要な有効塩素濃度は同じです。

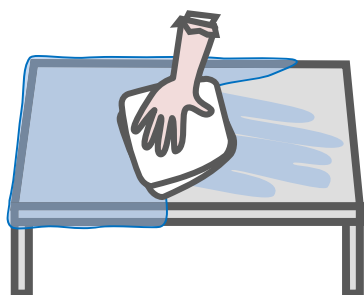
①汚れをあらかじめ落としておく

目に見える汚れはしっかり落としておきましょう。

元の汚れがひどい場合などは、有効塩素濃度 200 ppm 以上のものを使うことが望ましいです。

②十分な量の次亜塩素酸水で表面をヒタヒタに濡らす

アルコールのように少量をかけるだけでは効きません。



安全上の注意

- 製品に記載された使用上の注意を正しく守ってください。
- 希釈用の製品は正しく希釈して使いましょう。
- 酸と混ぜたり、塩素系漂白剤と混ぜたりすると、塩素が発生する危険があります。（また、開栓時は、塩素が既に発生している可能性に注意してください。）
- 人が吸入しないように注意してください。人がいる場所で空間噴霧すると吸入する恐れがあります。
- 濃度が高いものを使う場合、直接手をふれず、ゴム手袋などを着用してください。

効果的に使うためのポイント

- 使用の際は、酸性度・有効塩素濃度や使用期限等を確認しましょう。
- 有機物に弱いので、汚れを落としてから使用してください。
- 空気中の浮遊ウイルスの対策には、消毒剤の空間噴霧ではなく、換気が有効です。

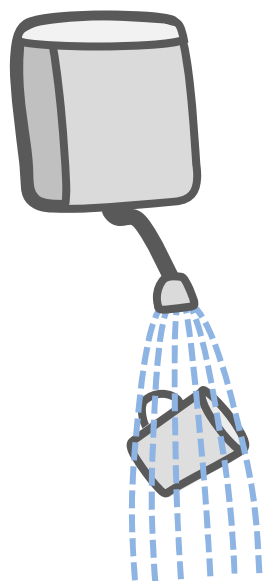
③少し時間をおき（20秒以上）、きれいな布やペーパーで拭き取る

新型コロナウイルスに有効な消毒・除菌方法一覧はこちら。



本資料は、2020年6月26日現在の知見に基づいて作成されたものです。修正されることがあります。

流水で掛け流す場合、有効塩素濃度 35 ppm 以上のものを使いましょう



①汚れをあらかじめ落としておく

目に見える汚れはしっかり落としておきましょう。

②次亜塩素酸水の流水で、 消毒したいモノに20秒以上掛け流す

次亜塩素酸水の生成装置から直接、流水掛け流しを行ってください。

アルコールのように少量をかけるだけでは効きません。

③表面に残らないよう、 きれいな布やペーパーで拭き取る

次亜塩素酸水を購入・使用するときのポイント

- 製品に、使用方法、有効成分（有効塩素濃度）、酸性度（pH）、使用期限の表示があることを確認しましょう。
- 紫外線で次亜塩素酸が分解されるため、遮光性の容器に入れるとともに、冷暗所で保管してください。
- 塩素系漂白剤等に用いられている次亜塩素酸ナトリウムは、別物です。人体への刺激性が強いので、間違えないよう表示を確認しましょう。
- ご家庭等で次亜塩素酸水を自作すると、塩素が発生する可能性があり、危険です。

※新型コロナウイルスに、次亜塩素酸水を20秒反応させたところ、35ppm以上（ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムは100ppm以上）で、有効性が確認されました。詳細はNITEウェブサイトをご覧ください。<https://www.nite.go.jp/information/koronataisaku20200522.html>
なお、本評価作業は対象物と接触させて消毒する場合の効果を評価したものです。手指等への影響、空間噴霧の有効性・安全性は評価していません。

※本資料では、「次亜塩素酸水」は「次亜塩素酸を主成分とする酸性の溶液」を指しています。
電気分解によって生成された「電解型次亜塩素酸水」と、次亜塩素酸ナトリウムのpH調整やイオン交換、ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムの水溶などによって作られた「非電解型次亜塩素酸水」の両方を含むものです。

※人体に付着したウイルスの消毒・除去や、感染の予防・治療を目的とする場合は、医薬品又は医薬部外品としての承認が必要です。現時点において「空間噴霧用の消毒剤」として承認が得られた製品は存在しません。

本資料は、家庭やオフィス、店舗などにおいて、次亜塩素酸水を新型コロナウイルス対策に用いる場合の使用方法をまとめたものです。薬機法、食品衛生法等に基づいて使用場合は、各法令に従ってください。



児童生徒等や学生の皆さんへ

新型コロナウイルスが広がってから、皆さんは、学校はどうなるのだろう、この先どうなるだろうと、不安だったのではないのでしょうか。新しい学期を迎えるに当たって、皆さんに伝えたいことがあります。

まず、感染症にかからないようにするには、いくつかの方法があります。すでに皆さんが取り組んでいるように、話をするときにはマスクをしたり、手を洗ったり、具合が悪い場合には学校を休んだりしてもらうことです。そして何より、健康的な生活を送ることが大切です。それでも、これまでも皆さんは風邪をひいたり、インフルエンザになったりしました。今はさらに新型コロナウイルスが課題になっています。

この三つは、症状がよく似ています。ですから、今後、皆さんの誰もがこうした症状を経験することがあるでしょう。具合が悪い人の中には、新型コロナウイルスに感染したと診断される人も身近な人の中から出るかもしれません。もちろん、それが友達だと分かったら自分は大丈夫かなと不安になることもあるでしょう。

新型コロナウイルスには誰もが感染する可能性があります。感染した人が悪いということではありません。学校やクラスの中で感染することは悪いことだという雰囲気が出てしまうと、新型コロナウイルスに感染したと疑われることをおそれて、具合が悪くなっても、その後は言いだしにくくなったり、病院に行くのが遅くなったりしてしまいます。そうすると、さらに皆さんの地域で感染が広がってしまうかもしれません。

感染した人や症状のある人を責めるのではなく、思いやりの気持ちを持ち、感染した人たちが早く治るよう励まし、治って戻ってきたときには温かく迎えてほしいと思います。もし、自分が感染したり症状があったりしたら、友達にはどうしてほしいかということを考えて行動してほしいと思います。

すでに、感染した人達が心ない言葉をかけられたり、扱いをされたりしているという事例が起きています。こうしたことが皆さんの周りでも起きないように、皆さんにも協力してほしいのです。

また、高齢者や病気がちの人は、感染すると症状が重くなってしまう危険があります。自分は元気だから大丈夫ということではなく、そのような人たちに感染させることがないよう、思いやりの気持ちを持ってほしいと思います。

新型コロナウイルス感染症が広がり、皆さんの日々の生活は一変したと思います。以前のように、友達と会にくくなり、スポーツや文化に触れる機会も少なくなり、将来への不安やストレスを抱えている人も多いでしょう。

これまでも、私たち人間は、新型コロナウイルスのような新しい病気を経験してきました。そのたびに、世界中の研究者が病気の原因を探り、予防方法を見つけたり、薬の開発をしたりしてきました。そして、私たちは、病気と共存していく。この歴史は繰り返されています。新型コロナウイルスも研究が進んで解明されれば、予防と治療ができるようになり、新たな共存生活が始まります。

私たち大人は、皆さんの応援団として、将来の見通しを持ち、未来の社会の担い手である皆さんが学ぶ機会、遊ぶ機会、交流する機会を最大限作っていきます。それまで、皆さんは今自分ができる予防をしっかりと行い、将来の目標を持ち、家庭や学校で日々の学びを続けてほしいと願っています。

令和二年八月

文部科学大臣 萩生田 光一

教職員をはじめ学校関係者の皆様へ

児童生徒等の学びを確保するための取組が行われているのは、学校の設置者や教職員の皆様が感染症対策と教育活動の両立に心を砕き、日々、大変な御尽力をいただいているおかげであり、心より感謝申し上げます。

本年六月から、ほとんどの学校において、教育活動が再開されていますが、児童生徒等や教職員など学校関係者の感染事例が見られるようになってきています。

そのような中、児童生徒等が新型コロナウイルス感染症を正しく理解し、よりよい実践ができるよう、学校における指導が一層、重要になってきていると考えています。

文部科学省では、今年の四月に、日常における保健の指導を念頭に置いた指導資料を作成し公表しました。更に、十月には、児童生徒等が感染症に対する不安から陥りやすい差別や偏見等について考え、適切な行動を取れるよう啓発する動画も作成する予定です。

児童生徒等への指導に当たっては、例えば以下の点を身に付けさせることが大切です。

- ・ 感染症を予防するには、運動、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活を続けることが有効であること。
- ・ ウイルスから、自分自身を守るため、そして、大切な人を守るため、基本的な感染症対策や、「三密を避ける」等の予防策の徹底が必要であること。
- ・ 誤った情報や認識、不確かな情報に惑わされることなく、正確な情報や科学的根拠に基づいた行動を行うことができるようになること。
- ・ 感染者、濃厚接触者等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないこと。感染を責める雰囲気が広がると、医療機関での受診が遅れたり、感染を隠したりすることにもつながりかねず、地域での感染につながり得ること。
- ・ ウイルスに感染しても症状が出ない場合があり、自分が知らないうちに感染を広めることもあることから、重症化するリスクが高い高齢者や基礎疾患がある方に接するときは注意が必要であること。

これらに加え、医療従事者や社会活動を支えている人たちへの敬意や感謝も伝えてほしいと考えています。

また、大学等の高等教育機関においても、学生の感染事例が確認されています。各大学等におかれては、引き続き、「三密を避ける」ことなど、学生への適切な注意喚起等に取り組んでいただきたいと考えています。

文部科学省としては、差別や偏見等を防ぐための取組について、今後も継続して進めてまいりますので、学校の設置者や教職員の皆様におかれましても、組織的で継続的な取組をお願いいたします。

感染症への対応は、今後、長期にわたることが想定されますが、文部科学省としても、少人数によるきめ細かな指導体制の整備について検討するなど、令和時代のスタンダードとして新しい時代の学びの環境整備に引き続き取り組んでまいります。

令和二年八月
文部科学大臣 萩生田 光一

保護者や地域の皆様へ

学校において、児童生徒等の学びを確保するための取組を進めることができているのは、保護者や地域の皆様に感染症対策の取組に御理解と御協力を賜っているからであり、心より感謝申し上げます。

しかし、このような取組を徹底しても学校や家庭、社会において感染するリスクをゼロにすることはできません。誰もが感染する可能性があります。その上、新型コロナウイルス感染症には未だ解明されていない点があり、ワクチンも開発中であることから、この感染症に対する不安をお持ちの方が多くと思います。

私たちは、この感染症と、この感染症がもたらした社会の変化に対して、現時点での科学的な知見や見解に基づいて、正しく向き合うことが必要です。私からは、保護者や地域の皆様に次の二点をお願いいたします。

第一に、感染者に対する差別や偏見、誹謗中傷等を許さないということです。

誰もが感染する可能性があるのですから、感染した児童生徒等や教職員、学校の対応を責めるのではなく、衛生管理を徹底し、更なる感染を防ぐことが大切です。

そして、自分が差別等を行わないことだけでなく、「感染した個人や学校を特定して非難する」「感染者と同じ職場の人や、医療従事者などの家族が感染しているのではないかと疑い悪口を言う」など身の周りに差別等につながる発言や行動があったときには、それに同調せず、「そんなことはやめよう」と声をあげていただきたい。人々の優しさはウイルスとの闘いの強い武器になります。

感染を責める雰囲気広がると、医療機関での受診が遅れたり、感染を隠したりすることにもつながりかねず、結局は地域での感染の拡大にもつながり得ます。その点からも差別等を防ぐことは必要なことです。

第二に、学校における感染症対策と教育活動の両立に対する御理解と御協力です。

感染症への対応が長期にわたることが想定される中、学校では、感染症対策を講じつつ学校教育ならではの学びを大事にしながら教育活動を進め、子供たちの健やかな学びを最大限保障するための取組を進めていただいているところです。また、大学についても、感染症対策の徹底と、対面による授業の検討も含めた学修機会の確保の両立をお願いしております。

これからの予測困難な時代を生きていく児童生徒等や学生が、必要となる力を身に付けていくことができるよう、学校の教育活動の継続への御理解と御協力をお願いいたします。

新型コロナウイルスのみならず、感染症へ正しく対応するためには、最新の科学的な知見等を知ることが不可欠です。政府として、分かりやすい広報に努めているところですが、保護者や地域の皆様におかれても科学的な知見等を日々の生活に生かしていただきたいと思います。

令和二年八月
文部科学大臣 萩生田 光一

新型コロナウイルス感染症を理由とした 差別や偏見などでつらい思いをしたら

児童生徒等の皆さんの不安や悩みを受け止める相談窓口は、下記の通りです。一人で苦しまず、ぜひ利用してみてください。

□ 24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1306988.htm

□ 子どもの人権110番《法務省》 0120-007-110

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html>

□ 都道府県警察の少年相談窓口

<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/soudan.html>

□ いのちの電話の相談 0120-783-556

一般社団法人日本いのちの電話連盟

<https://www.inochinodenwa.org/>

□ チャイルドライン（18歳までの子供が対象） 0120-99-7777

<https://childline.or.jp/>

□ 新型コロナこころの健康相談電話 050-3628-5672

一般社団法人日本臨床心理士会、一般社団法人日本公認心理師協会

<http://www.jsccp.jp/info/infonews/detail?no=730>